

6. 屋外広告物の表示及び 屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項



県道 君津平川線



広域農道

6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

良好な景観の形成に大きな影響を与える屋外広告物について、その対象、表示及び掲出する物件の設置に関する景観形成基準について、景観形成に関する総合的な取組みの一環として、その基本的な考え方を示します。

1 屋外広告物の制限に関する基本方針

本市では、県条例による規制を基本として、県条例では対応できない地域特有の課題に対しては、周辺との調和を図るよう、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準を定め、景観誘導に努めます。

また、本市の景観を形成する上で、特に重要度又は緊急度の高い一定の区域については、景観形成推進地区として良好な景観形成の誘導を図ることについて検討します。

2 景観形成の基準

1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基準

- 建築物、周辺の景観、他の屋外広告物などと調和が取れた形態意匠とする。
- 耐久性にすぐれた、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
- 文字は、可能な範囲で大きさや高さを揃えるなど、わかりやすい表示となるよう努める。
- 周辺景観に配慮し、照明機器は必要最小限とするよう努める。
- 広告物はできる限り集約化し、必要最小限の大きさ、個数とする。
- 基調色は彩度の高い色は用いないよう努める。
- 蛍光色や反射材の類は使用しない。

2 道標及び案内図板の表示及び掲出に関する基準

- 集合化を図り設置数を減らす工夫をする。
- 周囲との調和に配慮した形態とし、掲出方法や位置を工夫する。
- 表示内容は、道標及び案内のために必要な文言や図表のみとする。
- 文字は、大きさや高さを揃えるよう努める。
- 色彩基準は、建築物の広告色（彩度）の範囲とする。

彩度の基準一覧（日本工業規格 Z8721 に定めるMunsell値による）

色相	彩度（明度全範囲）
赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)	10 以下
黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、 青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)	6 以下

3 届出対象の行為

良好な景観又は風致を維持するために、千葉県屋外広告物条例では、屋外広告物を表示し、又は設置することが原則としてできない地域や場所等として禁止地域について定めており、掲出できる広告物を大幅に制限しています。

特に、袖ヶ浦を代表する良好な景観を形成している、広域農道の一部及び君津平川線は、良好な田園空間を維持するために、千葉県知事の指定を受けた禁止地域指定路線となっています。

これら禁止地域の、良好な景観を保全するために、禁止地域への掲出が認められている、千葉県屋外広告物条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する道標及び案内図板について届出対象行為とします。



解 説

● 許可地域とは

許可地域とは、禁止地域以外で都市計画法の規定により指定された都市計画区域などをいい、屋外広告物を表示し、又は設置するにあたり許可を受けることを要する地域や場所等をいいます。

袖ヶ浦市は全域が許可地域となっています。許可地域における許可基準は、屋外広告物の種類に関係なく適用される「共通基準」と種類ごとに定められた「個別基準」があり、ともに適合する必要があります。

● 禁止地域とは

禁止地域とは、屋外広告物を表示し、又は設置することが原則としてできない地域や場所等をいいます。禁止地域は、掲出できる広告物が大幅に制限されています。

本市の主な禁止地域は、第一種低層住居専用地域、生産緑地地区、都市公園及び千葉県知事の指定を受けた禁止地域指定路線です。

● 禁止地域指定路線

袖ヶ浦市内の禁止地域指定路線は、千葉県知事の指定を受けた禁止地域指定路線である広域農道の一部・東京湾アクアライン連絡道・東関東自動車道の両側 100m 及び君津平川線の両側 50m は屋外広告物設置禁止地区となっています。

平成 7 年 4 月 14 日	広域農道の一部・君津平川線	指定 (良好な田園空間を維持するため)
平成 7 年 7 月 21 日	東関東自動車道	指定
平成 10 年 3 月 31 日	東京湾アクアライン連絡道	指定
平成 19 年 3 月 30 日	広域農道の一部	指定 (良好な田園空間を維持するため)

● 禁止地域へ掲出ができるが、許可を受ける必要がある広告物

道標……………公衆の利便のために、施設や場所の名称、方向、距離のみを表示するもの。

案内図版…公衆の利便のための、地図、路線図など。

屋外広告物規制位置図



<主な禁止地域>

- ・第一種低層住居専用地域
- ・生産緑地地区
- ・都市公園
- ・禁止地域指定路線

— (路端から側方に 100m の区域)

— (路端から側方に 50m の区域)

袖ヶ浦の好きな景観は？

※景観まちづくりに関する市民アンケートより

その4. 対岸等の夜景と夕焼

